8朝監公表第19号

地方自治法第199条の規定によって定期監査（行政監査を含む）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令 和 8 年 11 月 2 日

朝倉市監査委員　田原 誓成

朝倉市監査委員　半田 雄三

記

1.監査の方法	朝倉市監査基準に準拠し、関係書類（抽出）により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2.監査の種類	定期監査（財務監査）及び行政監査
3.監査の対象	対象部局　建設課 対象範囲　令和8年度予算執行状況及び事務事業執行状況 （補助金及び契約事務は、令和7年度・令和8年度）
4.監査の着眼点	① 合規性 （事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか） ② 正確性 （事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか） ③ 経済性、効率性、有効性 （最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか）
5.監査の主な実施内容	監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6.監査の実施場所及び日程	監査委員事務局にて 令 和 8 年 10 月 1 日 から　令 和 8 年 11 月 2 日 まで
7.監査の結果	監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

8朝監公表第20号

地方自治法第199条の規定によって定期監査（行政監査を含む）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令 和 8 年 11 月 2 日

朝倉市監査委員　田原 誓成

朝倉市監査委員　半田 雄三

記

1.監査の方法	朝倉市監査基準に準拠し、関係書類（抽出）により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2.監査の種類	定期監査（財務監査）及び行政監査
3.監査の対象	対象部局　都市政策課 対象範囲　令和8年度予算執行状況及び事務事業執行状況 （補助金及び契約事務は、令和7年度・令和8年度）
4.監査の着眼点	① 合規性 （事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか） ② 正確性 （事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか） ③ 経済性、効率性、有効性 （最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか）
5.監査の主な実施内容	監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6.監査の実施場所及び日程	監査委員事務局にて 令 和 8 年 10 月 1 日 から　令 和 8 年 11 月 2 日 まで
7.監査の結果	監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

8朝監公表第21号

地方自治法第199条の規定によって定期監査（行政監査を含む）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令 和 8 年 11 月 2 日

朝倉市監査委員　田原 誓成

朝倉市監査委員　半田 雄三

記

1.監査の方法	朝倉市監査基準に準拠し、関係書類（抽出）により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2.監査の種類	定期監査（財務監査）及び行政監査
3.監査の対象	対象部局　都市整備課 対象範囲　令和8年度予算執行状況及び事務事業執行状況 （補助金及び契約事務は、令和7年度・令和8年度）
4.監査の着眼点	① 合規性 （事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか） ② 正確性 （事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか） ③ 経済性、効率性、有効性 （最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか）
5.監査の主な実施内容	監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6.監査の実施場所及び日程	監査委員事務局にて 令 和 8 年 10 月 1 日 から　令 和 8 年 11 月 2 日 まで
7.監査の結果	監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。 （指摘事項） 〔契約事務〕 年度内の完了が見込めなくなった遊歩道整備工事について、繰越明許費に係る議会の議決を得る前に、翌年度にわたる工期延長の変更契約手続が行われていた。 〔補助金等交付事務〕 補助金交付事務手続きにおいて、補助金交付申請書に添付すべきものと規定されている書類が添付されないまま、申請を受け付けて処理されていた。

8朝監公表第22号

地方自治法第199条の規定によって定期監査（行政監査を含む）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令 和 8 年 11 月 2 日

朝倉市監査委員　田原 誓成

朝倉市監査委員　半田 雄三

記

1.監査の方法	朝倉市監査基準に準拠し、関係書類（抽出）により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2.監査の種類	定期監査（財務監査）及び行政監査
3.監査の対象	対象部局　男女共同参画推進室 対象範囲　令和8年度予算執行状況及び事務事業執行状況 （補助金及び契約事務は、令和7年度・令和8年度）
4.監査の着眼点	① 合規性 （事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか） ② 正確性 （事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか） ③ 経済性、効率性、有効性 （最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか）
5.監査の主な実施内容	監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6.監査の実施場所及び日程	監査委員事務局にて 令 和 8 年 10 月 1 日 から　令 和 8 年 11 月 2 日 まで
7.監査の結果	監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。